

一般競争入札参加資格設定要領

1 目的

この要領は、一般競争入札の執行にあたって、地域を支える県内中小建設企業の受注機会に配慮しつつ、公正で透明な競争が確保できるよう、一般競争入札の入札参加資格の設定について必要な事項を定める。

2 対象工事

この要領は、山梨県が一般競争入札により実施する建設工事を対象とする。

3 入札参加資格の設定

当該入札に応札が可能な業者数が20～30者以上を目安として、次に掲げる入札参加資格の設定を行う。

(1) 本店所在地

ア 下表にある業種は、下表を原則とする。ただし、アスファルト舗装工事については、「県内に実質的に運営管理を行っているアスファルトプラントを保有する者」を加えることができる。この場合の運営管理とは、プラント施設を直接管理してアスファルト混合物の品質に責任を負っている者とし、保有とは、プラント権利の過半を所有している者をいうものとする。

イ 鋼構造物及び鋼橋梁工事は、本店所在地の設定をしない。

ウ 難易度が高い工事及びア、イ以外の業種については、その都度、設定する。

業種	設計金額	本店所在地
土木一式	8千万円以上	県内全域
	2千万円以上8千万円未満	各建設事務所管内
	2千万未満	各建設事務所管内（支所も単独とする）
建築一式	7千5百万円以上	県内全域
	7千5百万円未満	中北建設事務所及び峡南建設事務所管内 峡東建設事務所管内及び富士東部・建設事務所管内
電気・管	1千万円以上	県内全域
舗装	1千万円以上	県内全域

* 県土整備部以外の場合、表中「建設事務所」は、農務事務所又は林務環境事務所に読み替えるものとする。

(2) 企業の施工実績

最大15年の範囲内で設定することとし、土木一式工事の場合、次のとおりとし、他の業種については、ウを除きこれに準ずる。

ただし、設定した入札参加資格を満たす業者数が少ない場合は、この限りでない。

ア 通常一般競争入札

① 対象工事と同じ工種、工法・型式を施工実績で求める場合

施工実績の規模は、対象工事の予定価格の5割程度の金額又は対象工事の5割程度の数量（施工延長、面積等。以下同じ。）とする。

- ② 対象工事と類似の工種、工法・型式を施工実績で求める場合

施工実績の規模は、対象工事の予定価格と同程度の金額又は対象工事と同程度の数量（施工延長、面積等）とする。

イ 一般競争入札（事後審査型）

- ① 対象工事の予定価格が4千万円以上の場合

施工実績の規模は、対象工事と同じ「工事の分野」で予定価格の5割程度の金額又は対象工事の5割程度の数量とする。

- ② 対象工事の予定価格が4千万円未満の場合

施工実績の規模は、対象工事と同じ「工事の業種」で予定価格の5割程度の金額又は対象工事の5割程度の数量とする。

ウ 施工実績緩和工事の試行

イによらず、一般競争入札（事後審査型）のうち、次に定める工事については、施工実績の規模を当面の間、予定価格の3割程度の金額に緩和することができる。

《対象工事》「土木一式工事」のうち、次に該当する工事

- ① 総合評価落札方式のうち、特別簡易型（Ⅰ）、（Ⅱ）で実施する予定価格1億円未満の工事

- ② 総合評価落札方式を除く一般競争入札（事後審査型）で実施する予定価格3千万円未満の工事

エ ア～ウのいずれにおいても、設定する施工実績の金額の上限は、1億円とする。

（3）配置予定技術者の資格・施工実績

土木一式工事の場合、次のとおりとし、他の業種についても、これに準ずる。

ア 予定価格が8千万円以上の工事は、監理技術者資格者証を有する一級土木施工管理技士を配置することを求める。

イ 予定価格が8千万円未満の工事でも下請金額が4千5百万円以上となることが想定される工事については、監理技術者資格者証を有する一級土木施工管理技士を配置することを求めることができる。

ウ 予定価格3億円以上の工事は、アに加えて、配置予定技術者に企業の施工実績と同じ施工実績を求める。

（4）その他の入札参加資格項目

ア 総合評定値又は総合数値

予定価格1億円以上のトンネル工事、PC上部工建設工事等については、必要に応じて経営事項審査の総合評定値又は総合数値を設定することができる。その他の業種については、その都度判断する。

イ 特定建設業許可

（ア）下請金額が4千5百万円を超えることが想定される工事は、特定建設業許可を義務付ける。

（イ）予定価格が8千万円以上の工事は、原則として、特定建設業許可を要するものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年11月15日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

「工種」、「工法・型式」

発注工事の内容に合わせ、決定する

- ・実施設計書の「工種」「種別」から選択
新土木積算体系における「レベル2（工種）」「レベル3（種別）」
- ・コリンズの工事カルテの工種、工法・型式体系も参考とする
(77工種、137工法・型式、工事内容の例示)

「工事の分野」

「道路工事」、「河川・砂防工事」、「下水道工事」等とする

「道路工事」

道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、
コンクリート構造物工事、道路附属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事 等

「河川・砂防工事」

築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事（落差工、帯工）、堰（頭首工を含む）・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、
急傾斜地崩壊対策工事、治水ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、
畑地かんがい工事 等

コリンズの工事分野（20分野）

参考とする。

河川、道路、砂防・地滑り、上水・工業用水、下水道、農業農村整備、鉄道・軌道、
発電、空港、海岸、港湾、海洋、その他ライフライン、造園、産業廃棄物、建築、機械、
電気、通信、その他